



草加市監査委員告示第8号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年8月25日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 切 敷 光 雄

令和2年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和2年3月19日監査告示第4号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査

2 監査対象部局

選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会

3 監査対象事務

令和元年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は平成30年度以前についても監査の対象としました。

4 監査期間

令和2年4月21日（火）から令和2年8月18日（火）まで（講評を含む。）

5 監査の着眼点

別紙「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査の実施内容

草加市監査基準第10条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査結果

(1) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は地方自治法第181条第1項の規定に基づき普通地方公共団体に設置される執行機関です。4名の委員で組織され、委員会の事務を処理するため、書記長、書記その他の職員が置かれています。

令和元年度の職員体制は、水道事業・病院事業を除く市職員数の0.3%、4人の職員が

配属されており、歳出決算額は一般会計では約 2億4,497万円の執行となっているところ
です。

○職員数（令和2年3月1日時点）の割合及び令和元年度歳出決算額

部局	職員数		歳出決算額（一般会計）
選挙管理委員会	4人	(0.3%)	244,974,987円
その他の部局	1,190人	(99.7%)	76,091,957,505円
全体	1,194人	-	76,336,932,492円

選挙管理委員会は、市議会議員及び市長の選挙に関する事務を管理し、法令によってその権限とされたその他の選挙について投開票に関する事務を行い、選挙人名簿の作成や管理を所管しています。また、有権者の政治意識、投票意識の高揚を図るため、啓発活動を実施しています。

平成30年度及び令和元年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

(2) 監査委員事務局

監査委員は地方自治法第195条第1項の規定に基づき普通地方公共団体に設置される執行機関であり、監査委員事務局はその補助組織として設置されています。

監査委員の事務を処理するため、事務局長、次長及び書記その他の職員が置かれています。

令和元年度の職員体制は、水道事業・病院事業を除く市職員数の0.7%、8人の職員が配属されており、歳出決算額は一般会計では約287万円の執行となっているところです。

○職員数（令和2年3月1日時点）割合及び令和元年度歳出決算額

部局	職員数		歳出決算額（一般会計）
監査委員事務局	8人	(0.7%)	2,875,531円
その他の部局	1,190人	(99.3%)	76,334,056,961円
全体	1,194人	-	76,336,932,492円

監査委員事務局は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的として監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為に係る事務を所管しています。

令和元年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、適正に執行されていると認められました。

(3) 公平委員会

公平委員会は地方公務員法第7条の規定に基づき市の条例によって設置される執行機関です。3名の委員で組織され、委員会の事務を処理するため、書記長、書記次長及び書記が置かれています。

令和元年度の職員体制は、監査委員事務局と兼務している8人の職員が配属されており、歳出決算額は一般会計では約129万円の執行となっているところです。

○令和元年度歳出決算額

部局	歳出決算額（一般会計）
公平委員会	1,297,499円
その他の部局	76,335,634,993円
全体	76,336,932,492円

公平委員会は、任命権者と職員との間における中立機関として、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講じるための手続や、職員の苦情処理及び職員団体の登録その他の事務を所管しています。

令和元年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、適正に執行されていると認められました。